

本事後検証の趣旨（報告書第1の1）

- 公正取引委員会は、平成29年12月、新潟県に所在する**第四銀行及び北越銀行の統合（※）**に係る**企業結合審査**の結果、統合により中小事業者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況にはならず、**一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断。**
- 上記の統合案件に関して、**審査当時の判断が妥当なものであったか検証するとともに、より効果的な企業結合審査の手法の検討に資する有用な示唆を得ることを目的として、企業結合審査に係る事後検証を実施。**

（※）平成30年10月1日に持株会社の設立、令和3年1月1日に両行の合併が行われた。

本事後検証における調査（報告書第1の2）

事業性貸出しのうち、本件統合後の中小企業向け貸出し分野における取引の実態を把握するために、以下の調査を実施。

- ① 新潟県内において金融機関から借入れを行っている中小事業者（需要者）へのヒアリング調査及びアンケート調査
- ② 新潟県内において中小企業向け貸出しを行っている金融機関（競争事業者）への書面調査及びヒアリング調査
- ③ 当事会社へのヒアリング調査
- ④ 借入金利の変化に関する計量分析等

調査結果のポイント①（報告書第3）

○本件統合後における当事会社及び競争事業者との取引について（需要者に対する調査の結果）

- ・ 競争事業者からの借入れを検討した需要者が存在し（調査対象の25%）、その多く（左記の73%）は実際に競争事業者から借り入れている。
- ・ 実際に競争事業者から借り入れた需要者においては、借り入れた理由として、**競争事業者からの低い借入金利の提案があったこと**を挙げる者が多かった。
- ・ 需要者の多く（調査対象の75%）は競争事業者からの借入れを検討しなかったが、その理由は、「借入条件が変化しなかった」、「資金調達の需要がなかった」等であった。

○本件統合後における当事会社との競争状況について（競争事業者に対する調査の結果）

- ・ 競争事業者の多く（調査対象の71%）は、**本件統合後、需要者による借換え若しくは新規取引があった、又は需要者から借換えに関する相談を受けた旨**を回答。
- ・ 競争事業者の一部（調査対象の32%）は、**第四銀行及び北越銀行の両方と取引していたため両行の合併により借入先が減った需要者をめぐって競争が生じた旨**を回答。

○本件統合後における需要者との取引における借入金利の状況について（当事会社に対する調査の結果）

- ・ 本件統合後の需要者との取引における借入金利の状況について、**既存契約の借入金利は引き上げていない旨**を回答。
- ・ 本件統合前において第四銀行及び北越銀行の両方と借入取引があった需要者については、どちらか一方の借入金利に機械的に合わせるのではなく、**需要者ごとに信用リスク等を考慮して借入金利の水準を決定した旨**を回答。
- ・ 本件統合後の事業性貸出しについては、**収益力の強化に向けて、大企業・中堅企業向け貸出しと比較して相対的に利回りの高い中小企業向け貸出しを増強することに取り組んでいる旨**を回答。

調査結果のポイント②（報告書第4）

○アンケート調査の結果

- ・ 本件統合後において競争事業者が選択された件数は、ほとんどの経済圏で増加又は横ばいとなっていた。
- ・ 両行の合併前の借入先金融機関が第四銀行及び北越銀行のみであった需要者の中には、本件統合後、当事会社のほかに競争事業者を借入先金融機関として選択していた者が存在した。

○計量分析の結果

県外需要者の借入金利は低下傾向が観察されたところ、主に当事会社から借り入れている需要者の借入金利は、本件統合後、新潟、三条、長岡、柏崎及び上越の5経済圏では、県外需要者の借入金利ほどの低下傾向を示していない旨の分析結果が得られた。

一方、主に競争事業者から借り入れている需要者の借入金利は、本件統合後、当該5経済圏では、県外需要者の借入金利と同様の低下傾向にある旨の分析結果が得られた。

本件企業結合審査の妥当性（報告書第6の1）

本事後検証の調査時点において、本件統合後の中小企業向け貸出し分野は、当事会社と取引している需要者の借入金利が県外需要者の借入金利ほどの低下傾向を示していない状況が一部にみられたものの、競争事業者には需要者との新規取引の獲得に向けた動きがみられ、需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなる状況にはなっていないものと考えられることを踏まえれば、本件統合後の中小企業向け貸出し分野における競争を実質的に制限することとなる状況を生じているとまでは、直ちにはいえないと考えられる。

本件企業結合審査における「本件統合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならない」という判断が誤りであったとまではいえないと考えられる。

今後の企業結合審査への示唆（報告書第6の2）

企業結合が市場に与える影響が複雑・多岐にわたる場合には、経済学的な手法を用いた定量的な分析を積極的に行うことはもちろんのこと、ヒアリング等による定性的な分析を行うに当たって、定量的な分析結果との関連性を念頭に置くことも有益。

企業結合審査の早い段階で経済分析の必要性の有無を検討し、**必要と認められた事案については、経済分析を早い段階から積極的に活用。**